

▽傭船料債権の支払請求及びこれが共益債権に当たることの
確認請求に係る訴えについて、
当事者間の仲裁合意の対象であるとして却下を求める
被告の本案前の抗弁に理由がない旨を中間判決で判示した
事例

〔定期傭船料請求事件、東京地裁平二
四(ワ)三五五八七号、平27・1・28民
一八部中間判決、請求認容〕

《参照条文》

会社更生法四九条・六二条・一二七条、仲裁法一四

《当事者》

原告

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

松井孝之

同訴訟復代理人弁護士

秋葉理恵

更生会社三光汽船株式会社

管財人朝藤久訴訟承継人

同管財人田端仁一訴訟承継人

人

被告 三光汽船株式会

社

同代表者代表取締役

田端仁一

同訴訟代理人弁護士

松村正哲

同 荒井太一
同 横田真一朗
同 川端健太
同 田口靖晃
同 石田渉
同 片桐大

【主文】 本件訴えに係る紛争が仲裁合意の対象であるとして本件訴えの却下を求める被告の本案前の抗弁は、理由がない。

【事実及び理由】 第一 請求

一 被告は、原告に対し、九六万八〇〇〇米国ドル及び内金四一八〇〇〇〇米国ドルに対する平成二四年六月二〇日から、内金五五万米国ドルに対する平成二四年七月二〇日から、各支払済みまで年六分の割合による金員を支払え。

二 原告と被告との間で、別紙債権目録記載の債権が共益債権であることを確認する。

第二 事案の概要

一 本件は、原告が、被告に対し、自己所有の船舶を定期傭船契約に基づいて引き渡したが、被告が契約期間中に更生手続開始の決定を受けたところ、更生手続開始の申立ての日である平成二四年七月二日から同手続開始の決定の前日である同月二二日までの傭船料債権四六万二〇〇〇米国ドル（以下「本件傭船料債権一」という。）は会社更生法（以下、「法」という。）とがある。）六二条二項により、また同手続開始の決定の日である同月二三日から上記契約解除の日と主張する同年八月一四日までの傭船料債権五〇万六〇〇〇米国ドル（以下「本件傭船料債権二」といい、本件傭船料債権一と併せて「本件傭船料債権」という。）は法一二七条二号により、いずれも共益債権に当たると主張して、更生会社の管財人である被告訴訟被承継人に対し、その支払を求めるとともに、同債権が共益債権であることの確認を求めた事案である。なお、平成二六年一月二二日、被告の更生手続が終結し、被告が訴訟を継続した。

被告は、原告及び被告が、上記定期傭船契約において、本件訴えに係る紛争についてはロンドンの仲裁人の仲裁に付託する旨の合意をしていたと主張して、本件訴えの却下を求めたところ、当裁判所は、当該本案前の抗弁に限り、中間の争いとして判断することとする。

二 前提事実（編注・本誌では証拠の表示は省略しないし割愛します）

(1) 当事者等

ア 原告は、パナマ共和国の船会社である。

イ 被告は、船舶の運航を営む株式会社（オペレーター）であるが、平成二四年七月二日、東京地方裁判所に対し、更生手続開始の申立てをし、同裁判所は、同月二三日、更生手続開始の決定をした。

ウ 被告訴訟被承継人管財人朝藤久（以下「朝藤管財人」という。）は、被告の更生手続開始に伴って管財人に選任された者

である。

(2) ア 原告は、平成二〇〇七年七月二三日、被告との間で、原告所有のモータータンカー船「**号**」(以下「本件船舶」という。)について、以下の約定で、被告を備船者とする定期備船契約(以下「本件定期備船契約」という。)を締結し、平成二三年六月二〇日、被告に本件船舶を引き渡した。

備船期間 本件船舶引渡日から一三年間(ただし、備船者の選択により二か月の増減が可能)
備船料 一日二万二〇〇〇米国ドル
支払期限 毎月二〇日前払
遅延損害金 年六分

イ 本件定期備船契約の契約書一七条には、船主と備船者との間に紛争が生じた場合、案件は、ロンドンにおいて、各当事者が一名ずつ指名する二名の仲裁人及びその仲裁人から指名を受けた一名の審判人に付託する旨の合意(以下「本件仲裁合意」という。原文英文。)が記載されている。

ウ 本件定期備船契約の付加条項八三条には、同契約は英国法に従って解釈されるべき旨規定されている。

(3) 英国高等法院は、平成二五年七月三〇日、朝藤管財人の同月二七日付け申立てに基づき、日本における被告の更生手続を外国主手続として承認すること、及び管財人の承認又は裁判所の許可がある場合を除き、被告又はその財産に対し、仲裁を含むいかなる法的行為も開始又は継続してはな

らないこと等を内容とする命令(以下「本件高等法院命令」という。)を発した。

(4) 朝藤管財人は、平成二四年八月一三日付け書面(以下「本件解除通知書」という。)をもって、原告に対し、法六一条一項に基づき、本件定期備船契約を解除する旨の意思表示をした。

(5) 原告は、平成二四年九月七日、朝藤管財人に対し、更生債権である本件定期備船契約に基づく備船料債権の一部を自働債権とし、朝藤管財人が原告に対して有する本件船舶に残存していた燃料油代金の支払請求権(以下「本件燃料油代金債権」という。)一七万〇七七九・〇七米国ドルを受働債権として、対当額で相殺する旨の意思表示をした(以下「本件先行相殺」という。)

(6) 朝藤管財人は、平成二五年二月一四日の本件口頭弁論期日において、原告に対し、本件先行相殺が効力を有しないことを前提として、本件燃料油代金債権一七万九七七九・〇七米国ドルを自働債権とし、本件請求債権を受働債権として、対当額で相殺する旨の意思表示をした。

三 争点

(本案前の争点)

(1) 本件訴えが、本件仲裁合意の対象となる民事上の紛争として、却下されるべきか否か

(2) 給付請求とは別に共益債権であることの確認を求める訴えに確認の利益があるか否か

(本案の争点)

(3) 本件備船料債権一が、法六二条二項により共益債権に当たるか否か

(4) 本件備船料債権二が、法一二七条により共益債権に当たるか否か

(5) 被告が更生手続開始前に行った弁済の一部が本件備船料債権に充当されるか否か

(6) 本件先行相殺が法四九条一項一号により禁止されるか否か

四 争点に対する当事者の主張

(1) 仲裁合意(争点①)について
ア 原告の主張

イ 仲裁合意の成否について
本件定期備船契約の契約書に、本件仲裁合意の記載があることは認める。

しかし、原告は、パナマ法人の形式をとっているものの、実質的には日本人である**号**(以下「**号**」という。)が本件船舶の所有者であり、また、原告は連結決算により日本の税制に服している。本件定期備船契約の交渉は、いずれも日本人である原告担当者与被告担当者が日本で行ったものであり、形式上は、仲裁合意が記載された、原告が定型で使用している契約書を使用するものの、仮に紛争が発生した場合には、日本とどうしが日本で話し合い、解決できなかった場合には、費用のかからない日本の裁判所で紛争を解決するとの約束があった。原告及び被告に、わざわざロンドンで英国の弁護士を利用して紛争を解決する意

思があったとは考えられない。

日本の海運業界においては、ロンドン仲裁事項があっても、紛争が発生した場合には、日本の裁判所や日本海運集会所で解決されるのがほとんどである。

(イ) 本件仲裁合意の解除について
仮に本件仲裁合意が存在していたとしても、本件解除通知書をもって、本件定期備船契約は解除されたから、その一部である本件仲裁合意も解除された。

朝藤管財人は、本件解除通知書送付の当時、倒産に関する紛争を日本に集中させるために、英国におけるあらゆる法的手続を中止する本件高等法院命令を取得していた。このことから、被告が本件定期備船契約に関するあらゆる紛争を日本の裁判所に付す意思を有していたことは明らかである。

(ウ) 本件仲裁合意の範囲について

ア 仮に本件仲裁合意が有効であるととしても、それは、英国法の問題である故に英国の仲裁で解決するという趣旨である。すなわち、ロンドンにおける仲裁で解決されるべき紛争は、英国法に関する紛争に限定されるべきである。

そもそも、ロンドンの仲裁人が、日本の会社更生法上の論点について判断することは許されないであり、本件定期備船契約の当事者が、このような論点を、日本の会社更生法の条文について翻訳を通じてしか理解できないロンドンの仲裁人が判断することを意図していたとは考えられない。

b 共益債権か更生債権かという問題は、更生手続に固有の紛争であり、被告は、その解決をロンドンの仲裁に付す処分権を有しない。

また、本件は、「本件定期備船契約から生じる紛争」ではなく、定期備船契約上の債権が、会社更生法上、どのように取り扱われるかという紛争である。共益債権か更生債権かは、更生会社の全ての債権者と一債権者との間の問題といえ、更生会社と一債権者との私的個別的紛争解決のための仲裁合意の効力が及ぶ紛争ではない。

(c) 仲裁適格について

本件仲裁合意には、仲裁人は業界人 (commercial man) でなくてはならないとの規定があり、法律家ではなく、船会社の役員や海事鑑定人、船長など海運の実務家が主な候補である。本件のような倒産手続開始後にしか発生しないという意味で倒産手続開始後の固有の紛争について、日本の会社更生法に関して素人である英国の仲裁人が無責任な判断をした場合、日本の会社更生法の実務に悪影響が予想される。このようなことは、司法政策的に許されない。

(d) 仲裁法一四条一項二号該当性について

本件は、日本の倒産法上の論点に係る紛争であって、およそロンドン仲裁廷が適切に審理判断することができない事案であるから、仲裁法一四条一項二号の「仲裁合意に基づく仲裁手続を行うことができない」と

き」に該当する。

また、既に、本件高等法院命令により、英国内で被告を相手方とする法的行為が禁止されており、ロンドンにおいて本件に関する仲裁を申し立てることができない状況となっている。このことから、同号に該当する。

(e) 緊急管轄について

国際民事訴訟法においては、仮に他国の裁判所の専属的管轄が認められる場合であっても、①外国における手続の遂行が不可能又は不相当であること、②事案と法廷地法秩序との十分な関連性、③法廷地の国際裁判管轄を肯定する他の管轄原因がないこと、という三要件を満たす場合には、日本の裁判所に管轄権が認められるという、緊急管轄の理論が認められている。この理論は、仲裁合意の場合にも同様に当てはまる。

そして、上記①の要件については、本件は日本の倒産法に関する紛争であるから、日本の法秩序の下にないロンドン仲裁廷が適切に判断するのは、およそ不可能又は不相当な事案である。また、本件高等法院命令により、英国において被告を相手方とする法的行為が一切禁止されているから、仲裁申立てはおよそ不可能な状況である。上記②の要件については、本件は、日本の倒産法上の論点の問題となっており、日本法秩序の下でしか解決できない事案であるから、事案と法廷地法秩序は密接不可分である。上記③の要件については論じるまでも

ない。

(f) 公序法違反について

管轄の合意がはなはしく不合理で公序法に違反するとき等には、国際裁判管轄の合意は適用されないところ (最高裁判所昭和四五年(特)第二九七号昭和五〇年一月二八日第三小法廷判決・民集二九卷一〇号一五五四頁)、このことは仲裁合意にも当てはまる。また、著しい損害又は遅滞を避ける必要がある場合には、管轄の合意がはなはしく不合理で公序法に違反するとき等に当たると解される。

本件紛争の論点は、いずれも日本の倒産法上の論点であるから、日本の法秩序に係る紛争であり、これを他国の仲裁廷が適切に判断するのはおよそ不可能かつ不相当である。仮に共益債権性などの論点をロンドン仲裁廷で争うとすれば、日本の文献等の英訳などで著しい遅滞を生じる上、仲裁判断を得たとしても、日本における執行決定を受けるために、仲裁判断の内容が日本の公序良俗に反しないかどうか審査されるため、更なる遅滞を招く。

(g) 信義則及び権利の濫用について

朝藤管財人自身が、英国における法的行為を禁止する旨の本件高等法院命令の申立てをしているのであるから、被告自身が、本件仲裁合意を援用してロンドンでの仲裁申立てを求めるのは、信義則に反し、権利の濫用に当たる。

イ 被告の主張

本件仲裁合意により、本件訴えは不適法

であるから、却下を求める。

(h) 本件仲裁合意の成否について

原告代表者は、本件仲裁合意が記載された契約書に自ら署名しているものであって、これと異なる合意があったとする原告の主張には根拠がない。

日本の海運業界において、準拠法が英国法とされ、定期備船契約等から生じる紛争について英国の仲裁に付託する旨の合意がされることは極めて一般的である。

仮に、日本の海運業界において、当事者の事後的な合意によって日本の裁判所等で紛争解決が行われることが実務上あり得るとしても、そのことは、紛争一方当事者のみの意向により、英国における仲裁の合意の効力を否定する理由とはならない。

(i) 本件仲裁合意の解除について

仲裁合意は、主たる契約から生じ、又は、これに関する紛争を解決するために主たる契約に挿入されたものであって、主たる契約と仲裁合意とは、それぞれ独自の目的を有する別個独立の契約である。主たる契約が解除されたとしても、仲裁合意は無効とならないことは、判例及び学説に異論なく認められている (最高裁判所昭和四九年(特)第一一二五号昭和五〇年七月一五日第三小法廷判決・民集二九卷六号一〇六一頁参照)。

(j) 本件仲裁合意の範囲について

本件仲裁合意は、本件定期備船契約から生じる全ての紛争を仲裁に付託する旨明確に合意している。

仲裁合意の有無と、準拠法の問題は、次元が異なる。裁判制度においても仲裁制度においても、裁判官や仲裁人が他国の法律に基づいて判断を行うことは当然に予定されている。したがって、本件定期備船契約の準拠法が英国法であるとしても、このことを理由に仲裁合意の内容が限定されることはない。

(ニ) 仲裁適格について

仲裁適格とは、ある紛争を仲裁によって解決できるか否かの問題であって、仲裁人の国籍や能力によって仲裁適格が判断されるものではない。通常の民事事件である本件について、仲裁適格が否定される理由はない。

(ホ) 仲裁法一四一条二号について

そもそも、日本の仲裁法は、仲裁地が日本国内にある仲裁手続について適用される法律であり（同法一条、本件仲裁合意において、仲裁地は英国と規定されている以上、日本の仲裁法の適用はない。

また、仮に同条項が適用される場合であっても、同条項二号に定める「仲裁合意に基づき仲裁手続を行うことができないとき」に該当しない。すなわち、本件が日本の会社更生法に関する論点を含む紛争であることをもって、ロンドンの仲裁人が仲裁手続を行うことができないとは解されない。本件高等法院命令の下でも、管財人の同意又は裁判所の許可があれば、仲裁手続を遂行することは可能である。

(ウ) 緊急管轄について

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十六号）による財産関係事件に関する国際裁判管轄法制定に際して、緊急管轄の規定の導入はあえて見送られており、日本法において、緊急管轄が認められる余地はない。

なお、本件訴訟が緊急管轄の一般的要件すら充足していないことは明らかである。

(ハ) 公序法違反について

原告の引用する最高裁判所判決が、仲裁合意について適用される根拠が不明である。

また、前記のとおり、日本の海運業界において英国の仲裁に付託することは極めて一般的であり、当事者が予め英国の仲裁に付託する旨合意しているものであるから、時間がかかることをもって仲裁合意が排除されることはあり得ない。

(ニ) 信義則及び権利の濫用について

朝藤管財人が本件高等法院命令を得たのは、日本において更生手続開始決定がされたにもかかわらず、日本国外で債権者に自由な権利行使を認めた場合、被告の事業の再建が不可能となるおそれがあり、また、一部の債権者による権利の実現は債権者間の公正・衡平を害するおそれがあるためである。このことを理由に、被告が仲裁合意を主張することが排斥される理由はない。また、原告は、英国での仲裁を申し立てることが可能である。

(2) 確認の利益（争点②）について

ア 原告の主張

会社更生手続において、共益債権の存否等について債権者と管財人との間に争いがあり、管財人が任意に弁済しない場合、債権者は、管財人を被告として、共益債権の存否やその金員の支払について、確認訴訟を提起することができると解される。

イ 被告の主張

原告は、本訴において、本件定期備船料債権の支払を求めているから、これが共益債権に当たると判断されて勝訴の本案判決を得た場合は、当該判決は執行力を有するから、併せて同債権が共益債権に当たるとの確認を求める利益はない。

(3) 本件備船料債権一の共益債権該当性（争点③）について

ア 原告の主張

本件備船料債権一（四六万二〇〇〇米ドル）は、法六二条二項により、共益債権となる。

定期備船契約は、サービス供給契約であって、船舶を「貸し切る」契約ではなく、賃貸借契約とは異なる。実際にも、定期備船契約における船主の契約上の義務は、船舶を装束し、船長を選任して船員を雇い入れた上で、約定された期間、船舶を稼働状態にし続け、備船者の利用に供することにあり、一回的契約ではなく、継続的給付を観念することができる。

そもそも、法六二条は、ある期の給付に對する反対給付がされないことを理由として次期以降の給付を事実上拒否し得る契約について、供給停止を禁止する一方で、共

益債権として債権者を保護することとしたものである。定期備船契約においても、通常、定期的に支払われるべき備船料の支払を一回でも怠るときは、船主は、船舶と乗組員によるサービス提供を停止することができるという約定されており、まさに法六二条が想定する契約であるといえる。

イ 被告の主張

(ウ) 「継続的給付の義務を負う双務契約」該当性について

定期備船契約は、船主が一定期間船舶の全部を船長付きのまま備船者に貸し切り、しかも船長を備船者の指図の下に置く契約である。したがって、船主のなすべき給付は、その後一定期間利用させることを前提に船舶の全部及び船長を備船者に引き渡すことであり、建物の引渡しにより給付を行う建物賃貸借契約と同様、船舶の引渡し後に、回帰的・反復的に種類をもつて定められる給付をなす義務を、船主である被告に観念することはできない。

(イ) 履行選択との関係について

法六二条は、法六一条とあいまって、更生手続開始後も履行が継続される場合を前提としており、管財人が法六一条一項の履行選択をせずに契約が終了した場合には、法六二条の適用はない。

(4) 本件備船料債権二の共益債権該当性（争点④）について

ア 原告の主張

更生手続開始によって、本件定期備船契約は管財人に引き継がれるので、本件備船

料債権二(五〇万六〇〇〇米ドル)は、法一二七条二号の「更生手続開始後の更生会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用の請求権」に当たり、当然に公益債権となる。

イ 被告の主張

(5) 弁済(争点(5))について

ア 被告の主張

被告は、原告に対し、平成二四年六月二〇日に二万三三八六・〇〇米ドル、同年七月五日に一八万〇八二・五〇米ドル、同月二〇日に一九万六六二・五〇米ドルを支払った。

被告は、そのうち、四二万一四九八・五九米ドルを、本件備船料債権一及び二の各一部に充当指定した。

イ 原告の主張

被告が、原告に対し、平成二四年六月二〇日に二万三三八六・〇〇米ドルを支払ったこと、及び同年七月に合計三七万七四三七・五〇米ドルを支払ったことは認められる。

上記各弁済は、民法四八九条に基づき、本件備船料債権に先立ち、弁済期の早い更生債権である備船料債権に充当された。

(6) 本件先行相殺の禁止(争点(6))について

ア 被告の主張

本件燃料油代金債権が発生したのは、更生手続開始後の返船時であるから、法四九条一項一号により、相殺の合理的期待の有無を問わず、本件先行相殺は許されない。

また、定期備船契約において、船主が、残存燃料油代金債務につき、相殺による債権回収の合理的期待を有する状況にはない。

イ 原告の主張

本件燃料油代金債権は、更生手続開始前に締結した本件定期備船契約によって、停止条件付きで発生した債権であり、法四九条一項一号の相殺禁止に当たらない。

そもそも、法四九条一項一号により相殺が禁止されているのは、更生債権者の側において、更生手続開始の当時、相殺の期待を有していないからである。一方、定期備船契約においては、船主は、契約締結時から、契約終了時の残存燃料油代金を、未回収の債権が発生した場合の引当てとして考えているのであり、船主も備船者も相殺に関して合理的な期待を有している。したがって、本件先行相殺は、法四九条一項一号が禁止の対象として想定するものではない。

第三 当裁判所の判断

一 仲裁合意(争点(1))について

(1) 本件仲裁合意の準拠法

仲裁合意の準拠法は、法の適用に関する通則法七条により、第一次的には当事者の意思に従って定められるところ、本件定期備船契約が英国法に従って解釈されるべき旨規定されていること及び仲裁地が同国のロンドンとされていることからすると、英国法を本件仲裁合意の準拠法とする旨の黙示の合意がされたものと認めるのが相当である。

(2) 本件仲裁合意の成否について

本件仲裁合意の成否については、本件仲裁合意の準拠法である英国法によって判断すべきところ、書面による仲裁合意について定める一九九六年英国仲裁法は、「仲裁合意」とは現在又は将来の紛争(契約上のものであるかないかを問わない)を仲裁に付託することについての合意を意味するものとし(第六条(1))、「合意」、「合意する」及び「合意された」という用語はその文面どおりに解釈するものとしていること(第五条(1))からすると、仲裁に付託することについての意思の合致によって仲裁合意が成立するものと解される。

そこで検討するに、本件定期備船契約の契約書は、一九四六年ニューヨーク・プロデューズ書式を必要に応じて修正したものが使用されているところ、本件仲裁合意については同書式一七条の仲裁地をニューヨークとする部分がロンドンと修正された上で、契約書末尾に原告代表者及び被告代理人の署名がされている。そして、仲裁地をロンドンと修正した契約書は、船会社である原告自身が定型書式として使用していたものであることは、原告が認めるところである。また、国際海事紛争については、英国法の判例が豊富に蓄積されており、ロンドンの仲裁廷が英国法の情報を得やすいこと、海事に関する専門知識を有する人材がロンドンに集まっていることなどから、英国法を準拠法とするともに、ロンドンの仲裁に付託することが多いことが認められ、本件定期備船契約が、英国法に従って

解釈されるべき旨規定するとともに、ロンドンの仲裁に付託することとしていることは、合理性があると考えられる。そうすると、原告が日本法人である[]の一〇〇%子会社であり、その代表者及び担当者が日本人であることを踏まえても、ロンドンの仲裁に付託することについて意思の合致があったものと認めるのが相当である。

これに対し、定期備船契約について紛争が生じた場合、日本の裁判所又は日本海運集会所で解決する場合がほとんどであり、本件定期備船契約についても日本の企業どうしが当事者なので当然東京地方裁判所か日本海運集会所の紛争解決条項が入っているものと理解していた旨の[]の取締役[]の陳述書がある。しかし、紛争が生じた場合、当事者が、事後的に、仲裁合意にかかわらず日本の裁判所又は日本海運集会所でこれを解決することを合意することはあり得るとしても、そのことが直ちに当初の仲裁合意が存在又は無効であることを意味するものとは解されないし、上記[]の認識をもって、原告代表者が書面をもって行った意思表示の効力が左右されるものとも解されない。そのほか、原告と被告が、本件仲裁合意にかかわらず日本の裁判所で紛争を解決するとの約束をしていたことを認めるに足りる証拠もない。

よって、この点に関する原告の主張は採用することができない。

(3) 本件仲裁合意の解除について

一九九六年英国仲裁法は、当事者によって別段の合意がない限り、仲裁合意が別の合意を構成する又は構成することを意図されていゝる場合において、当該別の合意が無効、不存在又は失効したときも、仲裁合意自体は無効、不存在又は失効したものとなさるゝ、独立した別個の合意として扱われる旨定める(第七条)。そうすると、朝藤管財人が法六一条一項に基づく本件定期傭船契約を解除したことによつて、直ちに本件仲裁合意が解除されたものと解することはできない。

また、朝藤管財人が本件高等法院命令の申立てをしたのは、日本国外において債権者が自由な権利行使をすることによる更生手続への支障を防ぐ目的であつたと認められるから、仮に管財人が法六一条一項に基づき仲裁合意を解除することができると解したとしても、上記申立てをしたことをもつて、朝藤管財人が本件仲裁合意を解除する旨の意思表示をしたものと解することはできない。

(4) 本件仲裁合意の範囲について

本件仲裁合意は、仲裁の対象となる紛争について、「紛争が生じた場合 (That should any dispute arise)」との概括的な文言を用いており、限定を加えていない。

しかしながら、前記(2)のとおり、国際海事紛争についてロンドンの仲裁に付託することが多いのは、同紛争について英国法の判例が豊富に蓄積されておりその情報を得やすいことや、海事に関する専門知識を有する人材がロンドンに集まっていることな

どが理由であること、本件仲裁合意において仲裁人は「業界人 (commercial men)」でなければならぬとされているところ、ロンドンの仲裁実務において、「業界人」としてはロンドンの海運実務経験者が起用され、学者や裁判官経験者は選任されないこととなつてゐること、他方で、本件訴訟の本案における中心的な争点は、本件傭船料債権が共益債権に当たるか否かや、本件先行相殺が法四九条一項一号により禁止されるかという、日本の会社更生法の解釈固有の問題であり、ロンドンの仲裁人が適切に判断することには困難が伴うと考えられること、英国法上、裁判所の許可等のある特別な場合を除き、倒産を申し立てた会社を相手にして仲裁手続を行うことは許されないものとされていることに照らすと、当事者において、本件訴訟の本案に係る紛争についてまで、ロンドンの仲裁に付託するとの合意をしたものと解することはできない。

二 結論

以上によれば、仲裁合意に基づく被告の本案前の抗弁は理由がなく、その余の争点について更に審理をする必要があるから、主文のとおり中間判決をする。

(裁判長裁判官 千葉和則 裁判官 伊藤拓也 西 臨太郎)

別紙 債権目録 〈略〉